平成２２年（フ）第１５５２号
広島市東区馬木５丁目1373番地２
債務者　四反田　登
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５５３号
広島市東区馬木５丁目1373番地２
債務者　藤原　節子
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６０９号
広島市安佐南区八木５丁目８番20―203号
債務者　鶴田　　洵
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６４７号
広島市中区舟入幸町18番１―404号
債務者　稲澤　盛眞
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６７４号
広島市西区草津新町２丁目５番24―304号
債務者　奥村　恵三
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９号
広島県尾道市御調町丸門田35番地
債務者　坂口　次郎
１　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３３８号
山口県下関市綾羅木本町６丁目７番１号
債務者　小田　　肇
１　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
山口県下関市長府松小田中町８番12号
債務者　難波　信夫
１　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
山口県下関市秋根新町５番１―501号　公団住宅
債務者　井上　　哲
１　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
山口県下関市秋根新町５番１―501号　公団住宅
債務者　井上　一子
１　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４６３号
愛媛県松山市畑寺１丁目６番21号
債務者　小島　伸治
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５５３号
愛媛県松山市土手内226番地３
債務者　池本　敏夫
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５７号
福岡県直方市新町２丁目７番32号、前住所福岡県直方市新町２丁目６番36号
債務者　境　　君郎
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１２０号
福岡県直方市大字頓野2104番地16
債務者　熊谷　裕美（旧姓永末・有吉）
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１３０号
福岡県直方市大字感田1165番地８
債務者　藤島　輝子
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１３１号
福岡県直方市大字頓野2105番地２
債務者　竹下　弘子
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第５４８号
熊本県合志市須屋1888番地４　レオパレス菊南レジデンス110、申立時の住所大分市大字田尻960番地の148
債務者　三原真智子（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６００号
大分市大字津守388番地の１　津守バイパスビル301
債務者　立野　　直
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係